

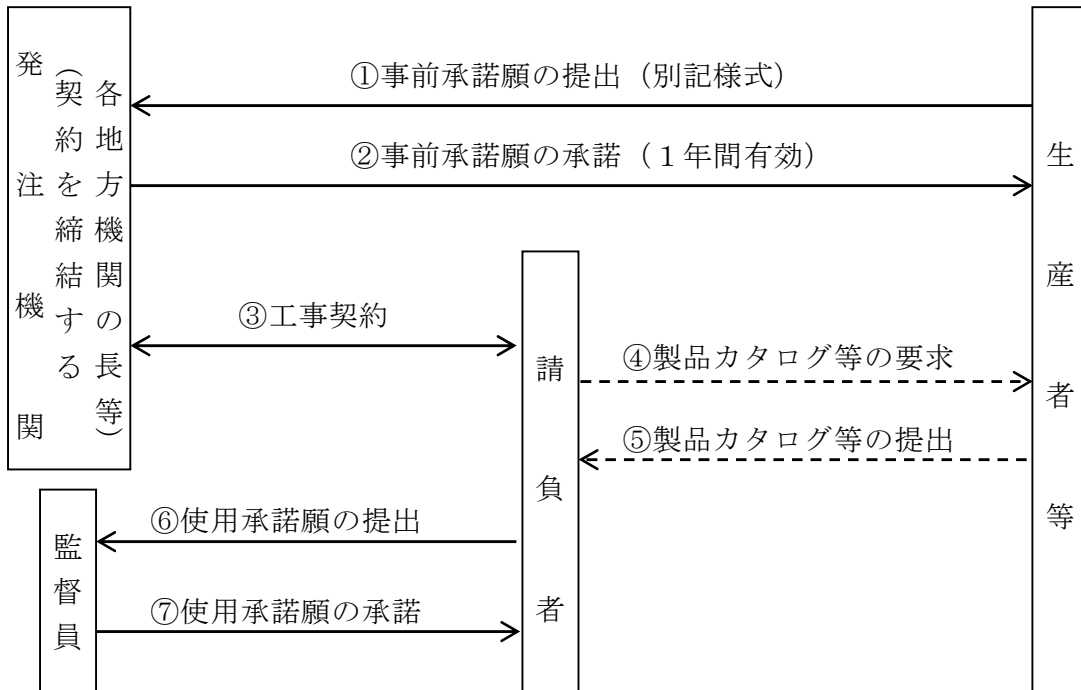
工事材料事前承諾について

1 工事材料の事前承諾

- (1) 県土整備部が所管する建設工事で使用する工事材料のうち、鳥取県土木工事共通仕様書に示す規格に適合する一般材料について、生産者、販売者及び各種団体等があらかじめ工事材料事前承諾願(別記様式)を提出し、発注機関の承諾を受けたときは、当該材料の使用については、(4)によることができるものとする。
- (2) 事前承諾願の申請に当たっては、品質規格を確認するための製品カタログ、ミルシート、構造計算書、試験成績証明書等(以下「製品カタログ等」という。)を添付するものとする。
- (3) 事前承諾の有効期限は、承諾の日から1年以内とし、当該年度内に限るものとする。
- (4) 請負業者は、事前承諾を受けた工事材料を使用する場合、工事材料使用承諾願とともに提出する使用材料一覧表の材料名欄に事前承諾番号を付記することにより、製品カタログ等を省略できるものとする。
ただし、品質規格を確認できる製品カタログ等を整備、保管しなければならない。
- (5) 各発注機関においては、事前承諾した工事材料の製品カタログ等を適切に保管し、また、その一覧表等を閲覧し、周知を図るものとする。

2 事前承諾の流れ

工事材料事前承諾の流れ



①では、製品カタログ等が必要

⑥では、事前承諾を受けたものは製品カタログ等は不要

工事材料事前承諾願

令和 年 月 日

(発注機関) 様

申請者 住所
氏名

印

令和 年度に貴管内で発注される工事で使用が見込まれる下記材料について、事前承諾を申請します。

記

令和 年度 工事材料事前承諾一覧表

事前承諾番号	材 料 名	規 格	製造会社等	備 考

- 注) 1. 事前承諾番号は記入しないこと。
2. 品質規格を確認できる資料を添付すること。
3. 2部提出すること。

上記について、承諾します。

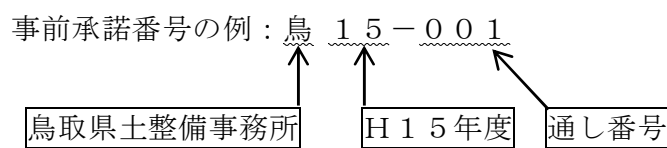
令和 年 月 日

(発注機関) 印

< 参 考 >

工事材料事前承諾の取扱い

- 1 各発注機関は、生産者等から鳥取県土木工事共通仕様書(「第2章 材料」等)に示す規格に適合する一般材料の工事材料事前承諾願が提出された場合、その内容を審査する。
- 2 審査の結果、適切であると認めた場合、事前承諾番号を記入し、申請者に承諾書(1部)を送付する。
また、提出された資料等を適切に保管する。



- 3 事前承諾した場合は、事前承諾した材料名等を関係職員に周知するとともに、閲覧する。
- 4 監督員は、請負業者から事前承諾を受けた材料の工事材料使用承諾願(使用材料一覧表の材料名欄に事前承諾番号を記入されたもの)が提出された場合、契約図書に照らし合わせるとともに、事前承諾した材料であることを確認し、使用を承諾する。
この場合、請負業者は製品カタログ等を省略することができる。